

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

青梅市長 大勢待 利 明

市町村名 (市町村コード)	青梅市 (13205)
地域名 (地域内農業集落名)	成木地区 (成木村)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の農地は、市北部を流れる成木川添いの丘陵地に位置し、畑地帯や果樹園がある。主な農産物は、野菜(ナス、キュウリ、インゲン、タマネギ、ジャガイモ(ドラゴンレッド)、カボチャ、)、果樹、養豚、きのこ(椎茸)等がある。

農業従事者の高齢化や、担い手不足が顕著であり、令和7年7月のアンケート結果では後継者がいないあるいは未定と答えた農業者が全体の約76%を占めており、農地所有者の約6割以上が“耕作面積規模の縮小”や“離農”の意向を示している。このままでは遊休農地の更なる増加が懸念され、地域として農業を担う者の確保が必要である。

農地の多くが傾斜地や日照条件が短い等の営農条件に不利な要素がある。農業資材等の置き場所が少ない。また、鳥獣害の問題もあり、地域を挙げた防除策の推進が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区の農地利用は、認定農業者・認定新規就農者が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、多様な担い手も積極的に受け入れ、生産性の向上、青梅の名産品にしようとして現在おこなっているドラゴンレッドのような特産物の発掘を推進していく。

農地の集積・集約化を進めつつ、新たな担い手の確保と育成、鳥獣被害対策を合わせた農地の適正管理を推進する。

「担い手」という言葉を出来るだけ広く捉え、様々な農業者が、成木地区で農業がし易くなり、魅力的に映るような作業場や農業資材置き場を含めた農作業環境の向上に繋がる取り組みを検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	78.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、及びその周辺の農地のうち目標地図に位置付けられた担い手が耕作する農地の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>貸付等の意向が確認された農地は、農地所有者の意向も考慮したうえで、農業を担うものに集積・集約化する。目標地図を基礎として縮小意向や離農意向のある者の農地から集積・集約化に向けた協議を開始する。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地所有者の中には農地中間管理機構の活用方法を十分に浸透していないケースがあるため、啓発を進めるとともに、出し手・受け手にかかわらず、希望があれば農地を機構に貸し付けていく。農業を担うものが病気やけが等の事情で営農の継続が困難になった場合には意向を確認したうえで地域計画の見直しを行い、農地中間管理機構を通じてほかの農業を担うものへの貸付を進めていく。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>担い手の意向や要望に応じて各種取組みを検討していく。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>市とJAと農業者が連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術指導や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地のあっせん、相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。新規就農者が魅力的に感じるような作業場や農業資材置き場のあっせんを地域が主体となって検討する。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>今後検討する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ、シカ、サル等の鳥獣被害が拡大しないよう、猟友会と連携し農作物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲を行うとともに、地域内で連携し、不要な果樹・放置作物・生ごみの適切な処分を行う等、動物を寄せ付けない対策を講じていく。草刈も重要な鳥獣被害防止対策と位置づけ、JAによるハンマーナイフの貸出等を通じ、適宜行う。

⑧地区外の農業者が宿泊できる住宅や、農作業場や農業資材置き場としての農業用施設の拡充を検討する。